

平成31年度三原市職員採用資格試験要項

【障害者，障害者（社会人経験者）】

令和元年8月30日
三原市試験委員会

第一次試験日	令和元年10月27日(日)
申込受付期間	令和元年9月2日(月)～令和元年9月20日(金) ※締切日消印有効
採用予定日	令和2年4月1日(水)

1 試験職種，採用予定人数及び応募資格

試験職種	採用予定人数	応募資格
E 一般事務職 (障害者)	若干名	平成元年4月2日～平成14年4月1日生まれの人(令和2年4月1日現在で18歳～30歳)
F 一般事務職 (障害者・社会人経験者)	若干名	昭和49年4月2日～平成元年4月1日生まれで社会人経験(公務含む)が5年以上ある人(令和2年4月1日現在で31歳～45歳)

※次のいずれかの手帳等の交付を受けている人で，活字印刷文又は点字による出題に対応できる人(受験上の配慮は行います。)

- ア 身体障害者手帳又は都道府県知事の定める医師(以下「指定医」という。)若しくは産業医による障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる身体障害を有する旨の診断書・意見書(心臓，じん臓，呼吸器，ぼうこう若しくは直腸，小腸，ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の障害については，指定医によるものに限る。)
- イ 都道府県知事若しくは政令指定都市市長が交付する療育手帳又は児童相談所，知的障害者更生相談所，精神保健福祉センター，精神保健指定医若しくは障害者就業センターによる知的障害者であることの判定書
- ウ 精神障害者保健福祉手帳

【注意事項】

- (1) 採用予定人数は，変更する場合があります。
- (2) 申込書の記載事項が正しくないことが判明した場合，採用される資格を取り消すことがあります。
- (3) 次に該当する人は受験できません。
 - ア 成年被後見人及び被保佐人
 - イ 禁錮以上の刑に処せられその執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - ウ 本市職員として懲戒免職の処分を受け，その処分の日から2年を経過しない人
 - エ 日本国憲法施行の日以後において，日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党，その他の団体を結成し，又はこれに加入した人
- (4) F 一般事務職(障害者・社会人経験者)の応募資格「社会人経験(公務含む)」として通算する期間には，会社員，公務員，各種法人職員，自営業者等として，2年以上継続して勤務(週当たりの勤務時間が，平均29時間以上のものに限る。)していた期間及び青年海外協力隊等で2年以上継続して活動していた期間が該当します。ただし，在学中の期間及び連続して1か月を超えて勤務等

に従事していない期間（産前産後休暇を除く。）は除きます。また、同一期間内に複数の経験が重複する場合は、いずれか一方に限ります。最終合格後、職務経験年数の確認のため、職歴証明書等を提出していただきます。なお、職歴証明書等を提出できない場合や、通算して5年以上の職務経験年数が確認できなかった場合は、採用される資格を失います。

(5) 日本国籍を有しない「永住者」及び「特別永住者」の人も受験できます。

2 受験申込手続き

(1) 提出書類

ア 試験申込書（全職種）

(ア) 申込書は試験職種ごとに異なります。希望する試験職種の申込書であることを確認してください。なお、提出後の試験職種の訂正は認めません。

(イ) 黒のインク又はボールペンを用いて、かい書で、ていねいに自書してください。（自書によることが困難な場合は代筆可）

(ウ) 学歴は最終のものから順に、中学校以上を記入してください。令和2年3月に卒業見込み以外の人で在学中の場合は、修学区分の欄を「〇年在学」としてください。

(エ) 満年齢の記入は、申込時の年齢ではなく、令和2年4月1日現在の年齢としてください。

(オ) 第一次試験の合格通知等の送付などで、現住所以外を希望する場合は、連絡先を必ず記入してください。

(カ) 申込書の所定の位置（2箇所）に写真（3箇月以内に撮影した脱帽上半身、縦5cm×横4cm）を貼り付けてください。

イ 受験票交付用返信封筒（全職種）

(ア) 受験票の返信用封筒（長形3号 縦23.5cm×横12cm）を準備してください。

(イ) 返信用封筒に宛先を記入し、82円分の切手を貼ってください。

(ウ) 宛名は、「三原 太郎 様」のように「様」（敬称）を付けて記載してください。（「〇〇行」とは書かないでください。）

ウ 障害者手帳等応募資格を確認できる書類の写し（全職種）

エ 職務経歴書（F 一般事務職（障害者・社会人経験者）応募者のみ）

(2) 提出先

〒723-8601 三原市港町三丁目5番1号

三原市総務部職員課内 三原市試験委員会

(3) 申込受付期間

令和元年9月2日（月）から令和元年9月20日（金）まで（土曜日・日曜日・祝日を除く。受付時間は午前8時30分から午後5時15分まで。）です。

なお、郵送の場合は、締切日当日消印有効です。

(4) 照会等

受験手続、その他この試験に関することについては、総務部職員課（電話：0848-67-6025）にお問い合わせください。

(5) 受験票の交付

ア 受験票は、申込受付期間終了後に送付します。

イ 令和元年10月11日（金）までに受験票が到着しない場合は、必ず、上記(4)のとおり総務部職員課まで問い合わせてください。

(6) 申込みは、1つの試験職種に限ります。申込書類提出後の試験職種の変更はできません。

【注意事項】

- (1) 上記(1)ア～エのほか、必要に応じて書類を求める場合があります。なお、提出された書類は、返却しません。
- (2) 採用候補者名簿登載者には、次の書類を後日提出していただきます。
 - ア 最終学校（卒業見込者は在学）の卒業証明書及び成績証明書
 - イ 健康診断書（所定の用紙により受診したもの。合格発表後に配布）
- (3) 申込後、受験を辞退する場合は、令和元年10月11日（金）正午までに総務部職員課（電話：0848-67-6025 電子メール：shokuin@city.mihara.hiroshima.jp）へ連絡してください。

3 試験の内容

試験は第一次試験のみとし、次のとおり行います。

E 一般事務職（障害者）及びF 一般事務職（障害者・社会人経験者）

	試験科目	内 容	試験時間
第一次試験	教養試験 (択一式)	(高校卒業程度) 社会・人文、自然に関する一般知識及び文章理解、判断・数的推理、資料解釈に関する能力を問う問題	2時間※
	面接試験 (個別)	主として人物、識見等についての個別面接	—

※試験時間について、必要な配慮は行います。

4 第一次試験の日時、場所及び合格発表

職種	日時	場所	合格発表
E, F	令和元年10月27日(日) 集 合 午前8時30分	三原市役所（港町三丁目） 電話 0848-64-2111	11月29日

- (注意) 1 合格発表は、三原市役所1階掲示場に掲示するほか、ホームページへの掲載及び合格者への個別通知を行います。
- 2 試験会場及び周辺商業施設の駐車場への受験関係者の駐車を禁止します。
※必要な配慮は行います。

5 採用等

- (1) 合格者は、試験区分ごとに採用候補者名簿又は補欠合格者名簿に登載されます。両名簿の有効期限は、令和2年3月31日までです。
- (2) 採用候補者名簿登載者は、原則全員採用されます。補欠合格者名簿登載者は、採用辞退や職員の辞職等が発生した場合、補欠順位の上位者から採用候補者名簿に繰上げます。
- (3) 採用後は、市長事務部局等の各課に配属されます。採用はすべて条件付きで、原則として採用から6箇月間を良好に勤務したとき正式採用になります。
- (4) 日本国籍を有しない人で、永住者又は特別永住者の在留資格あるいは日本国籍を取得見込みの人は、令和2年3月までに取得できない場合、採用される資格を失います。

6 給与

(1) 初任給は年齢・経験により異なりますが、基本的な初任給は次のとおりです。

	職種	学歴等	初任給
一般事務職	障害者	高校新卒者	157,590 円 (地域手当 3%含む)
	障害者・社会人経験者	高卒・ 民間経験 15 年	268,315 円 (地域手当 3%含む)

(2) その他扶養手当, 住居手当, 通勤手当, 期末手当, 勤勉手当等の諸手当が支給されます。

7 勤務時間

勤務時間は原則として1日7時間45分, 1週平均38時間45分です。

8 試験要項及び申込書の入手について

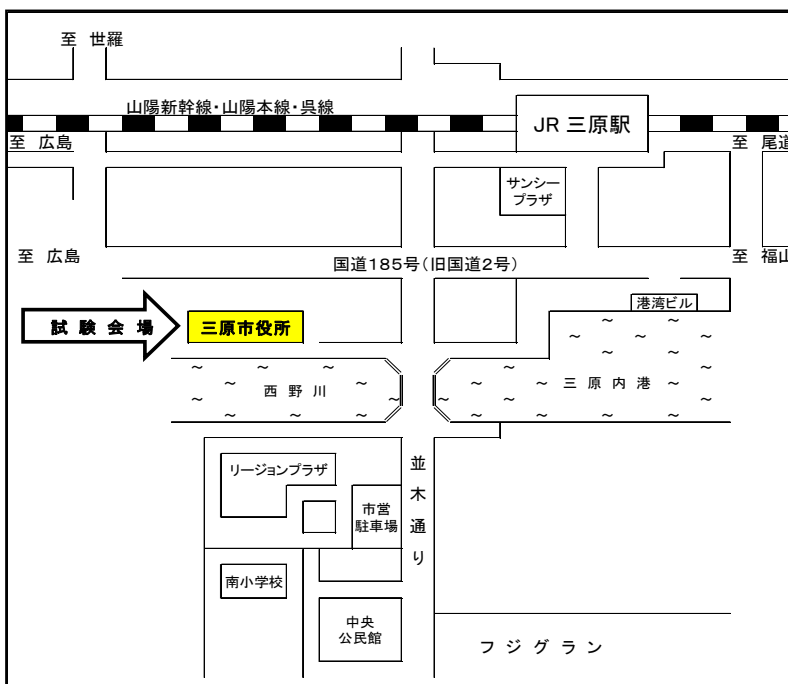
(1) 郵便で請求する場合は、試験職種, あて先, 郵便番号を明記して120円切手を貼った返信用封筒(縦33cm×横24cm)を必ず同封して, 上記2(2)申込書類の提出先に請求してください。

(2) この試験の試験要項及び申込書は、三原市のホームページにも掲載しています。ダウンロードして入手することができます。

★申込書類チェック表 (提出する前にもう一度, 次の項目について確認してください。)

<input type="checkbox"/>	希望する試験職種の申込書に間違いはないか。
<input type="checkbox"/>	申込書の所定の位置(2か所)に写真(縦5cm×横4cm)を貼り付けているか。
<input type="checkbox"/>	申込書の署名欄に日付を記入し, 署名しているか。
<input type="checkbox"/>	申込書の裏面「受験にあたり配慮を希望する事項」について記入しているか。
<input type="checkbox"/>	障害者手帳等応募資格を確認できる書類の写しを添付しているか。
<input type="checkbox"/>	返信用封筒(長形3号 縦23.5cm×横12cm)に住所及び宛名を記入しているか。
<input type="checkbox"/>	返信用封筒に82円切手を貼っているか。
<input type="checkbox"/>	(F 一般事務職(障害者・社会人経験者)のみ) 職務経歴書はすべて正しく記入されているか。

※第一次試験会場案内図



参考：日本国籍を有しない職員の任用原則

「公権力の行使又は公の意思の形成に参画する公務員については日本国籍を必要とする。」という公務員の基本原則に基づき、三原市では外国籍の職員は次の業務及び公の意思の形成に参画する職に就くことができません。

- 1 公権力の行使に当たる業務
 - (1) 市民の権利又は自由を一方的に制限することとなる業務
 - (2) 市民に義務又は負担を一方的に課すこととなる業務
 - (3) 市民に対して強制力をもって執行する業務
- 2 公の意思の形成に参画する職
本市の行政について企画立案決定等に関与することで、専決権を有する職(ライン職)の課長以上の職が該当します。